住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について 【手続き開始のご案内】

国の経済対策「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、北九州市における手続きやスケジュールを下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。市民の皆様への周知にご協力をよろしくお願い申し上げます。

1 給付金の対象

- (1)令和3年度住民税(均等割)非課税世帯
 - ※ 基準日(令和3年12月10日)時点に本市の住民基本台帳に登録されている世帯。
- (2)家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、非課税世帯と同程度の状況と認められる世帯)
- (1)、(2)ともに、世帯の全員が住民税課税者に扶養されている者からなる世帯を除く。

2 給付額

1世帯あたり10万円

3 手続き(基本的な流れ)

- (1)住民税非課税世帯 【「確認書」回答期限:発行日より3カ月以内】
 - ①「確認書」の送付(事務センター→該当世帯) 2月7日~順次
 - ・市が、対象と思われる世帯を抽出し、各世帯へ「確認書」を発送。
 - ※「確認書」には、「令和2年度特別定額給付金」で使用した振込口座を印字。
 - ②「確認書」の確認・事務センターへの返送(該当世帯→事務センター)
 - ・「確認書」が届いたら、扶養等の支給要件(※)や振込口座確認を行い、返信用封筒(料金後納郵便)で事務センターに返送。なお、支給要件に該当し、振込口座に変更がない場合は、パソコンやスマートフォンによるオンラインでの回答も可能。 2月7日開設。
 - ※支給要件(下記のいずれにも該当する必要がある)
 - ○世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。
 - ○世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告の者はいない。

③「確認書」の審査・給付金の振込(事務センター→該当世帯)

・事務センターで「確認書」を受領。書類審査後、支給要件を満たしていれば、支給決定し、給付金を口座に振り込む。

(2)家計急変世帯【申請期限:令和4年9月30日まで(必着)】

- ① 申請書の配布・受付開始(該当世帯) 2月14日(月)~
 - ・区役所・出張所・市民センター・地域交流センター等の公共施設で配布。
- ② 申請書の作成・事務センターへ返送(該当世帯→事務センター)
 - ・支給要件を確認いただき、該当する場合は、所定の申請書に記載の上、収入に関する必要資料を専用封筒(料金後納郵便)で事務センターに返送。
- ③「申請書」の審査・給付金の振込(事務センター→該当世帯)
 - ・事務センターで審査の上、支給要件を満たしていれば、支給決定し、給付金を口座に振込む。

4 給付金に関するお問い合わせ

フリーダイヤルの専用電話窓口を開設。

電話番号:0120-034-553

平日 9:00~17:00 (2~3月は19:00まで延長)

※土・日・祝日は除く。

5 その他

この給付金を装った振り込め詐欺などについては、十分ご注意ください。

住民税非課税世帯等に対する <u>臨時特別給付金のご</u>案内

新型コロナウイルス感染症の影響により困難に直面した方々に対して、 生活・暮らしの支援を行うため、給付金を支給します。

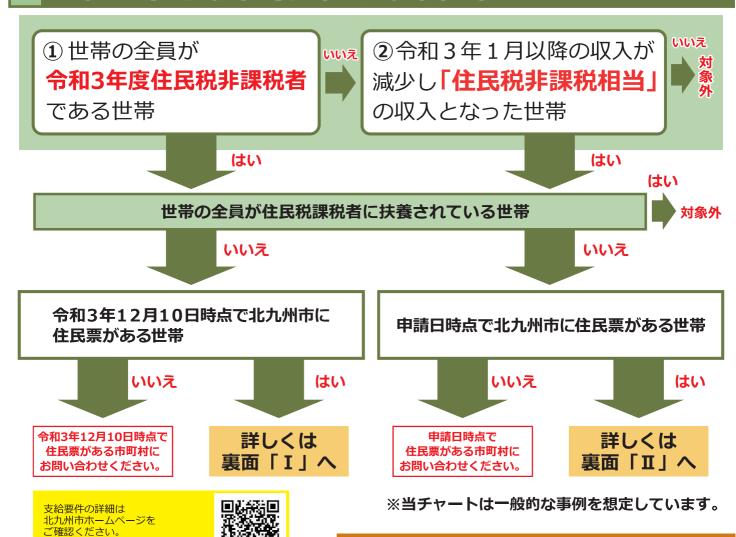
支給対象世帯

北九州市ホームページ▶

次のいずれかに該当する世帯(①と②を重複して受給することはできません。)

- ①非課税世帯 基準日(令和3年12月10日)時点で本市に住民票があり、 世帯の全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯
- ②家計急変世帯 令和3年1月以降に、<u>新型コロナウイルス感染症の影響</u>で 収入が減少し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- ※①と②ともに、世帯の全員が、住民税課税者に扶養されている者からなる世帯を除く。

支給対象となる可能性のある世帯



支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 非課税世帯

- 対象となる世帯には、北九州市から、給付内容や振込口座などの確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、発行日から3か月以内に北九州市に返信してください。

【確認すること】

- ・世帯の全員が、住民税課税者に扶養されている者からなる世帯は対象になりません。(この場合の扶養とは税法上の扶養のことです。)
 - 例1)親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯→対象になりません。 例2)子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)→対象になりません。
- ・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告の者がいる場合は対象になりません。
- ・受取口座が正しくないと振り込みができませんのでご確認ください。
 - ※確認書が届いていなくても、次のような世帯は、支給要件を満たせば給付金を受給できる場合があります。
 - 例1)修正申告等により、令和3年度住民税非課税世帯になった。
 - 例2) 令和3年1月2日から、基準日(令和3年12月10日)以前に配偶者と離婚し、本人の世帯が令和3年度の住民税非課税世帯である。 など 受給するには申請書の提出が必要です。詳しくは北九州市臨時特別給付金コールセンター (0120-034-553) にお尋ねください。

申請書の提出期限:令和4年9月30日必着

Ⅱ 家計急変世帯

● 給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書の提出期限: 令和4年9月30日必着

申請書は各区役所や市民センター等に設置しています。申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる資料等とともに返信用封筒にてご提出ください。

「住民税非課税相当」とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月の収入×12月)が住民税非課税水準以下であることを指します。詳しくは、北九州市のホームページをご覧ください。

申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに返信用封筒にて郵送でご提出ください。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

配偶者やその他親族からの暴力など (DV等) を理由に避難している方へ

DV等で住民票を動かさず、避難している方も、一定の要件 (DV等避難中であることの証明と収入要件) を満たせば、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。

給付金を受給する手続きは、北九州市臨時特別給付金コールセンター (0120-034-553) にお問い合わせください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに北九州市の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの 警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

北九州市臨時特別給付金コールセンター

0120-034-553

受付時間 平日9:00~17:00 但し、2月~3月は、平日9:00~19:00

